

様々な人権を知って、考えて

女性と人権

今日では、性別による差別をすべきではないという考え方が広く浸透しています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」「育児や介護は女性の仕事」といった固定的な役割分担意識や、男女の賃金格差、採用・昇任における不当な扱いなどの問題がいまだに残っています。

こうした問題は、様々な努力の積み重ねにより変わりつつあるものの、女性と男性が平等に活躍する社会の実現には、仕事や家事、育児などあらゆる面で、女性と男性が協力し合うこと、さらには、子育て支援や雇用形態の多様化等の課題に取り組んでいくことが重要です。

また、DV(ドメスティック・バイオレンス=配偶者や交際相手等から受けるあらゆる暴力)や、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反した性的な言葉や行為による嫌がらせ)、面会の強要・つきまとい等のストーカー行為など、女性への重大な人権侵害が、今もなお起こっています。女性へ

の人権侵害を解消し、女性も男性も幸せに暮らせる社会を実現するために、性別に関係なく、すべての人がお互いを尊重し、共に責任を分かち合いながら、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会をつくっていきましょう。

すみだ女性センター(押上2-12-7-111)

すみだ女性センターは、男女共同参画社会を実現するための拠点施設として、講座・講演会の開催や、ホールなどの施設の貸出し、団体活動の支援等を実施しています。

また、「女性のためのカウンセリング&DV相談」では、専門のカウンセラーが相談を受けていますので、お気軽にご相談ください。

■女性のためのカウンセリング&DV相談

【相談日時】月・火・水・金曜日と毎月第2土曜日の午前10時～午後4時(祝日・年末年始を除く) **【費用】**無料 **【申込み】**事前に相談専用電話 ☎5608-1772へ



男女共同参画推進のために区民委員として活動しています

私たちは、すみだ女性センターの講座委員会で区民委員として、男女共同参画推進のために講座を企画・運営しています。11月には、女性への暴力の根絶をめざす国際的な運動「パープルリボンプロジェクト」の一環で、DVの予防を啓発する講座を行いました。



すみだ女性センターの講座委員会区民委員の皆さん【左から】石井充子さん、小林光子さん、刃刀きぬ子さん、松浦節子さん、村田幸子さん、宇田川幸子さん

DVは、家庭内で起きていることもあり、自分でも被害を受けていることに気付かなかったり、周囲の人が発見しづらかったりすることがあるようです。そのため、実はDVが身近で起こりうることを、ぜひ、皆さんにも知ってほしいと思って活動しています。そして、講座への参加をきっかけに、すみだ女性センターのことを知ってもらい、積極的に活用して欲しいと思います。

私たちも委員会での活動を通じて仲間と出会い、楽しく活動しています。皆さんもぜひ、すみだ女性センターに一度来てみませんか。

障害者と人権

障害のある人もない人も、地域社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、共に生活する社会こそが本来の望ましい姿であるとする考え方を「ノーマライゼーション」といいます。

障害者が暮らしやすい社会を実現するために、医療保険や年金など、福祉に関する制度づくりや、道路の段差の解消、駅や建物等へのエレベーターの設置など、様々な取組が行われています。一方で、多くの人の意識に「障害のある人への心の障

壁(バリア)」があります。また、障害への理解不足により、就労を敬遠されたり、補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を連れた人が店舗への入店を拒否されたりするようなことが起こっています。

ノーマライゼーションの理念に基づいて、一人ひとりが暮らしやすい社会を実現するために、障害がある人を特別な人と思うのではなく、同じ地域社会の一員として対等に向き合い、心の障壁をなくしていきましょう。

墨田区 24 時間障害者虐待通報ダイヤル

「墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル」では、障害者への虐待に関する通報・届出・相談を、24時間・365日受け付けています。あなたの気付きが、障害者を救う一歩になりますので、虐待を受けたと思われる障害者を発見した方等は、すぐにご連絡ください。

【費用】無料 * 電話料金は連絡した方の負担 **【通報先】** ☎3625-1103・FAX5608-6423・sumida.syougai.gcall@dsn.co.jp

子どもと人権

子どもには一人の人間として、人権があり、その人権は守られなくてはなりません。しかし、子どもへの体罰や虐待、さらには児童買春やインターネット上における「児童ポルノ」「学校裏サイト」等は、子どもの健全な発達を阻害するばかりでなく、子どもの人権を損なう重大な問題です。こうした問題から子どもの人権を守るため、子どもを一人の人間として尊重することの大切さを認

識し、虐待等を受けている子どもがいなか身近な人たちが見守るなど、社会全体で支援していきましょう。

なお、身近で「虐待かな」と思うことがあれば、子育て支援総合センター ☎5630-6351(月曜日～金曜日午前8時半～午後6時、祝日・年末年始を除く)にご連絡ください。



みましよう！

2・3面では、誰もが幸せに生きるため、生まれながらにして平等に持っている「人権」を具体的にご紹介します。人権尊重の第一歩として、人権を正しく理解し、相手を思いやる心を育てていきましょう。
[問合せ]人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608 - 6322

同和問題（部落差別）

かつてあった身分制度や、歴史的・社会的に形成された人々の意識により差別を受けてきた人たちが住まわされていた場所を「同和地区（被差別部落）」といいます。そして、この同和地区出身の人たちに対するいわれのない差別が「同和問題（部落差別）」です。この問題を解決するため、国や地方自治体は様々な取組を行ってきました。しかし、現在でも差別意識が残っていて、結婚や就職で差別されたり、インターネット上に同和問題に関わる差別的な言葉が書き込まれたりするようなことが起こっています。

こうした差別をなくすためには、私たち一人ひとりが同和問題について正しく理解し、差別を「しない」「させない」ことが大切です。

社会福社会館（東墨田2-7-1）

社会福社会館では、区民の福祉の増進をめざし、幼児から高齢者までを対象に、教養・文化など様々な事業を実施しています。また、同和相談事業や人権・同和問題に関する啓発を行っています。

会館には、ホールなどの有料貸出施設や、体育室・幼児室・高齢者向け娯楽室等の無料利用施設を備えており、どなたでもご利用になれます。



9月20日には、開館40周年記念として、人権講演会「マスオさんの人権問題考“ことばはプレゼント”」を開催しました。講演会では、マスオさん役などでおなじみの声優、増岡弘さんが自身の体験談にユーモアを交えながら、人と人とのコミュニケーションにおける言葉や思いやりの大切さを語っていただきました。



外国人と人権

現在、区の人口の約26人に1人が在留外国人として区内で生活しています。また、東京スカイツリー®の開業以降、多くの外国人観光客が訪れています。このように外国人が身近で暮らしたり、まちを訪れたりすることがごく普通の社会になりましたが、言語や生活習慣などの違いから生じる偏見や差別がみられます。

例えば、賃貸住宅への入居の拒

否や、就労に関する不合理な扱い、在日韓国・朝鮮の人等に対する嫌がらせ・侮蔑行為のように、外国人の人権を侵害する行為が行われています。

外国人と日本人がお互いを尊重し合いながら共生できる社会を築くためには、私たち一人ひとりが、それぞれの文化や生活習慣を理解し、多様性を受け入れていくことが大切です。

ホームレスの人と人権

自立の意志がありながら、自身では容易に解決できない事情で、やむを得ず野宿生活をしているホームレスの人たちがいます。その事情の多くは、会社の倒産等によって収入がなくなり、再就職も困難な状況です。それに加え、健康や家庭の問題などが、複雑に絡み合っている場合も少なくありません。

近年、こうした境遇にある人を

襲い、ケガをさせたり、死に至らしめたりする事件が墨田区を含む各地で発生しています。その動機は、ストレスのはげ口として、「ホームレスになら暴力を振るってもいい」という偏見や差別意識によるものがほとんどです。私たち一人ひとりが、この問題を社会全体の問題として考え、偏見や差別をなくし、社会的に弱い立場にいる人を支えていくことが大切です。

高齢者と人権

高齢者に対する虐待として、「身体的虐待（暴力）」「心理的虐待（暴言や無視）」「経済的虐待（本人に無断で年金や預貯金を使い込む）」などがあります。

虐待の要因は様々ですが、家庭内で起こる虐待の要因の一つは、介護に伴う負担やストレスです。適切な介護サービスの利用や相談等により、介護者の負担軽減を図るなどの工夫が必要です。

また、高齢者が増える中、私たち一人ひとりが高齢者の人権について考え、高齢者と若い世代が地域社会の様々な活動に、共に参加できる社会環境づくりも重要です。

平成18年4月に施行された高齢者虐待の防止に関する法律では、地域の方々が高齢者の虐待に気付いたときは、区市町村に通報しなければならないとされています。地域に「心配だな」と思う高齢者がいるときには、最寄りの高齢者支援総合センターに相談してください。

近な相談役”として、区が実施している法律・人権相談も担当しています。

■法律・人権相談

【相談日時】毎週月・水・金曜日▶午前10時～11時半 ▶午後1時～4時 *1回30分【ところ】すみだ区民相談室(区役所1階)【費用】無料【申込み】相談当日の午前9時から電話で、すみだ区民相談室 ☎5608 - 1616へ

人権啓発冊子「人権感覚」 男女共同参画情報誌「にじ」 女性センター啓発冊子「すずかけ」

様々な人権問題について考える人権啓発冊子「人権感覚」、男女共同参画に関する情報等を紹介する男女共同参画情報誌「にじ」、区民の皆さんが編集委員として参加し、作成している女性センター啓発冊子「すずかけ」を無料で配布しています。

【配布場所】区民情報コーナー（区役所1階）、社会福社会館（東墨田2-7-1）、すみだ女性センター（押上2-12-7-111）ほか



人権擁護委員の活動

人権擁護委員は、人権擁護について深い理解がある地域住民の方を、区市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱した方々です。現在、区内では13人の人権擁護委員が委嘱され、東京法務局で開設している人権相談や「人権の花運動」などの啓発活動を行っています。また、委員の中で、弁護士でもある人権擁護委員は「まちの身

■東京法務局での人権相談

▶常設相談(全国共通人権相談ダイヤル) ☎0570-003-110 *面接による相談もあり ▶子どもの人権110番 ☎0120-007-110 ▶女性の人権ホットライン ☎0570-070-810【受付日時】平日の午前8時半～午後5時15分(祝日・年末年始を除く) *PHS・IP電話からは利用不可